

認知症対応型デイサービスセンターたけんの運営規程

【認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護】

（事業の目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 慈誠会が運営する指定認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型通所介護事業及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業（以下「事業」という。）について、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定認知症対応型通所介護及び指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「介護サービス」という。）の提供にあたる者（以下「従業者」という。）が、要支援状態及び要介護状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対して、適切な介護サービスを提供することを目的とします。

（運営の方針）

第 2 条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所により入浴、食事及び機能訓練等の各種のサービスを提供することによって要介護者等の生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上を図るとともに、その家族の身体的、精神的な負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 認知症対応型デイサービスセンター たけんの
- (2) 所在地 長崎県佐世保市岳野町 107 番地 1

（従業者の資格）

第 4 条 当事業に従事する職員の資格は次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 社会福祉士、社会福祉主事及びその任用資格者又は同等の資格を有する者
- (2) 看護職員 看護師又は准看護師
- (3) 機能訓練指導員 理学療法士、作業療法士、看護職員

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第 5 条 事業所に勤務する職員の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名 (兼務)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとし、また他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- (2) 従業者
- 生活相談員 2名以上 (兼務)
生活相談員は、事業所に対する介護サービスの利用の申込に係る調整、従業者に対する助言及び技術指導を行い、他の従業者と協力して通所介護計画の作成等を行う。
- 看護職員 1名 (兼務)
看護職員は、介護計画に沿った介護サービスの提供にあたり、利用者の健康管理、相談、助言等を行う。
- 介護職員 5名以上 (兼務含む)
介護職員は、処遇計画における各種サービスの提供、機能訓練等その他サービスの援助及び介護、介助を行う。
- 機能訓練指導員 1名 (兼務)
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、処遇計画における機能訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 営業日 | 月曜日～土曜日 (祝日、祭日を含む) |
| (2) 定休日 | 日曜日 12月31日から1月3日 |
| (3) 営業時間 | 午前8:00～午後5:30まで |
| (4) サービス提供時間 | 午前8:30～午後4:30まで |

(実施単位及び利用定員)

第7条 実施単位は1単位とし、利用定員は1日12名とする。

(認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容)

第8条 提供する介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護に関すること
- ① 食事の介護
 - ② 衣類着脱の介護
 - ③ 入浴の介護
 - ④ 機能訓練、口腔機能、運動機能等に関する介護
 - ⑤ 排泄の介護
- (2) 送迎に関すること
- ① ワゴン車等による送迎

- (3) 相談、助言に関すること
- ① 健康管理の相談、助言
 - ② その他必要な相談、助言

(利用料その他の費用の額)

第 9 条 認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とし、法定代理受領のサービスの場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とします。

2 保険外対象額費用については、次のとおりとします。

- | | | |
|------------------|----|------|
| (1) 食費 | 1食 | 550円 |
| (2) オムツ代、尿取りパット代 | | 200円 |

3 前2項に掲げる費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとします。

(通常の事業実施区域)

第 10 条 通常の事業を実施する地域は、佐世保市（中学校区の柚木、大野、中里、相浦、日野、浅子、祇園、清水、光海、愛宕、野崎、世知原、吉井）の区域とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第 11 条 利用者は、事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとします。

- (1) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (2) 管理者及び従業者による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (3) 介護支援専門員とよく相談し、介護サービスの利用目的を明確にしたうえで利用すること。
- (4) 入浴サービスを利用する際は、バイタルチェック等を事前に受けてから利用すること。
- (5) 施設内の設備及び備品等の利用に際しては、管理者及び従業者の指示に従い十分に注意すること。
- (6) 送迎サービスを利用する際には、乗降の際に細心の注意を払うこと。
- (7) 緊急時の連絡先を必ず申し出ること。
- (8) サービス利用開始時には、必ず介護保険被保険者証の提示を行うこと。
- (9) 第 14 条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(衛生管理等)

第 12 条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、感染症が発生し、又はまん延を防ぐために次の各号に掲げる措置を講じ

るものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（緊急時の対応方法）

第 13 条 従業者は、介護サービスの利用中に、利用者の体調、病状の急変、その他の緊急事態が生じた時には、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。主治医に対する連絡が困難である場合には、協力医療機関に連絡を取り、緊急搬送等の処置を講ずるものとする。

- 2 事故発生時は、関係機関への報告、対応を迅速に行います。
- 3 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当社加入の保険によりその損害賠償を速やかに行うものとする。但し、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではない。

（非常災害対策）

第 14 条 管理者は、自然災害、火災、その他防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

- 2 事業所は、前項の規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（秘密の保持等）

第 15 条 事業所は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。退職者に対する秘密の保持に関する措置については、別に定める。

- 2 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくものとする。

（苦情等への対応）

第 16 条 事業者は、提供した通所介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記載するものとする。
- 3 事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して、市町村及び国民健康保険団体

連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(地域等の連携)

第 18 条 介護サービスの事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 19 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護〔指定介護予防認知症対応型通所介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 20 条 事業所は、全ての認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年一回

- 2 従業者は正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 3 退職者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
- 4 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得る。
- 5 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 6 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 慈誠会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

一部改定 平成21年4月1日

第3条一 名称の修正 認知症対応型デイサービスセンターたけんの

第4条一 資格要件 同等の資格を有する者 の追加

第5条一 条文の変更 施設長と兼務を削除

第6条四 サービス提供時間の修正

第10条 実施区域の変更

佐世保市、佐々町→佐世保市（中学校区 柚木、大野、中里、相浦、日野、浅子、花園、清水、光海、愛宕、野崎、旭、世知原、吉井）へ変更

第11条七 条文の変更 家族等を削除

第12条 2、3の追加

平成21年3月25日 平成20年度 第2回 理事会にて決議

平成24年4月1日

第6条三 営業時間 午前8:00～午後5:30に変更

第6条四 サービス提供時間 午前8:30～午後5:00に変更

平成24年3月28日 平成23年度 第3回 理事会にて決議

平成25年4月1日

第5条二 従業者 生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員の人数の変更

平成25年3月29日 第4回 理事会にて決議

平成26年4月1日 第9条二 ①食費 500円→515円に変更

平成26年3月26日 第4回 理事会にて決議

平成27年8月1日 第9条 1 利用者負担割合の 変更

平成 27 年 9 月 17 日 第 2 回 理事会にて決議

平成 29 年 10 月 1 日 第 5 条二従業者 介護職員の人数の変更

平成 30 年 9 月 1 日 第 5 条一管理者 職務内容に通所介護計画作成を追加
第 5 条二従業者 介護職員の人数の変更
第 6 条四 サービス提供時間の訂正

平成 31 年 1 月 1 日 第 6 条四 サービス提供時間の変更

平成 31 年 3 月 28 日 平成 30 年度 理事会決議

平成 31 年 4 月 1 日 第 16 条（記録の整備）の追加

令和 1 年 9 月 28 日 令和元年度 理事会決議

令和 1 年 11 月 1 日 第 9 条二 ①食費 515 円→550 円に変更
令和 1 年 11 月 9 日 理事会決議

令和 5 年 12 月 1 日 第 2 項（運営の方針）2 項を追加
第 12 条（衛生管理等）2 項を追加
第 14 条（非常災害対策）2 項を追加
第 17 条（虐待防止に関する事項）追加
第 19 条（業務継続計画の策定等）追加
第 20 条（その他運営に関する留意事項）変更

令和 5 年 11 月 11 日 理事会決議

令和 7 年 4 月 1 日 第 5 条（従業者の職種、員数及び職務の内容）
生活相談員 2 名以上 介護職員 5 名以上に変更
第 11 条（サービスの利用にあたっての留意事項）
通所介護事業→事業
(4) 身体検査を削除
(8) 健康保険被保険者証の削除

令和 7 年 3 月 日 理事会決議